

ラグビーワールドカップ2019豊田市開催に関する連携協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、「ラグビーワールドカップ2019」豊田市開催に伴い、豊田市が当該大会につき支援する業務に関し、豊田市と中京大学（以下「両機関」という。）の相互連携及び協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 両機関の協力の内容は、次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

- (1) スポーツ振興に関わること
- (2) 文化振興に関わること
- (3) ボランティアに関わること
- (4) その他、必要な事項に関わること

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、平成32年3月31日までとする。

(その他)

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年3月29日

学校法人 梅村学園

中京大学

学 長

安村 仁志

豊 田 市 長

太田 稔彦